

公 告

第 3 1 8 号

健康保険法第47条第2項の規定に基づき、同法第3条第4項の規定による任意継続被保険者の標準報酬月額の基本となる当組合の令和2年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額及び令和3年4月度からの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、下記のとおりであることをお知らせします。

令和 3年3月1日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 津 村



記

平均標準報酬月額	321,864円
任意継続被保険者の標準報酬月額の上限	320,000円